

他会・他団体 日本CSR普及協会 2020年度 第2回研修セミナーのご案内

令和元年改正独占禁止法を踏まえた企業対応
～協力度を踏まえた課徴金減算と弁護士依頼者間通信秘密保護制度～

令和元年に成立した改正独占禁止法は、令和2年12月25日に施行されます。

今回の改正は、カルテルや談合といった独占禁止法違反への制裁(課徴金)の大幅な強化や、より効率的な調査ができるようにするために課徴金減免制度に大幅な変更が加えられており、実務に与える影響も大きくなるものと考えられます。

また、弁護士と依頼者の間で秘密に行われた通信を記載した資料等について、これが依頼者側の手元にある場合でも、公正取引委員会の調査において証拠として使用しないこととする制度(弁護士依頼者間通信秘密保護制度)も新たに導入されることとなりました。

公正取引委員会は、新しい課徴金減免制度や弁護士依頼者間通信秘密保護制度に関する実務運用上の指針などを2020年6月以降に作成・公表しています。

今回のセミナーでは、独占禁止法改正を踏まえて、従前の実務運用にどのような変化が生じ、企業はどのような点に留意すべきか、影響の大きい点にフォーカスして、具体的に説明します。是非ご参加ください。

日 時 2020年12月4日(金)午後2時～午後4時

場 所 ZOOMによるオンライン開催

内 容 1. 基調講演「令和元年改正独占禁止法の概要」

【講 師】 藪内俊輔(弁護士・弁護士法人北浜法律事務所)

2. パネルディスカッション「令和元年改正独占禁止法を踏まえた企業対応」

【パネリスト】 木下雅之(弁護士・弁護士法人東町法律事務所)

井上沙織(弁護士・双日株式会社法務部コンプライアンス統括課)

【司 会】 花本浩一郎(弁護士・TMI総合法律事務所)

主 催 日本CSR普及協会

後 援 日本弁護士連合会

参加費 無料



※ 申込方法

日本CSR普及協会のホームページ(<http://www.jcsr.jp/>)に応募フォームへのリンクを貼っておりますので、そちらからお申込みください(左記のQRコードからも応募フォームにアクセスできます。)

お申込みいただいた方には、開催日の前日までに視聴URL等をご登録いただいたメールアドレス宛てにお送りさせていただきます。